

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月26日改定）

掲載日 2023年5月26日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第 38 条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑪（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 38 条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑪（同左）</p> <p><u>⑫「パスコード認証」</u></p> <p style="text-align: center;"><u>利用者から通知された番号と前号に掲げるパスコードの一致を確認することにより本人確認を行う取扱いをいいます。</u></p> <p><u>⑬「取引コード」</u></p> <p style="text-align: center;"><u>利用者が当行所定の取引を行う際に、利用者の本人確認を行うために生体認証と併せて用いることができる番号をいいます。</u></p>
<p>第 39 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょ P a y の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 27 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょ P a y 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証を行う取扱い</p> <p>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証を行う取扱い</p> <p>③ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証を用いる取扱い</p> <p>④ ダイレクトサービスにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、<u>利用者の生体情報と登録生体情報の一致を確認すること及び利用者から通知された番号とパスコードの一致を確認すること（利用者がパスコードを登録した場合に限ります。）</u>により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章において「<u>取引認証</u>」といいます。）</p> <p>A 電信振替 B 振込 C ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス D 連動振替決済サービス E 国際送金 F 届出事項の変更（当行所定のものに限ります。） G その他当行所定の取扱い</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 32 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょ P a y 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュ</p>	<p>第 39 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょ P a y の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 27 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょ P a y 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>③ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証又はパスコード認証を用いる取扱い</p> <p>④ ダイレクトサービスにおいて以下 <u>A から G</u> に掲げる取扱いを利用する際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、<u>以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。）</u></p> <p>A 電信振替 B 振込 C ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス D 連動振替決済サービス E 国際送金 F 届出事項の変更（当行所定のものに限ります。） G その他当行所定の取扱い</p> <p><u>ア 生体認証及び利用者から通知された番号と取引コードの一致を確認すること（パスコード認証を利用しない場合に限ります。）</u></p> <p><u>イ パスコード認証</u></p> <p>⑤～⑥（同左）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証、<u>パスコード認証</u>又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報、<u>パスコード</u>又は<u>取引コード</u>」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 32 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証、<u>パスコード認証</u>又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょ P a y 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年5月26日改定）**

現 行	改定後
<p>カード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p>	<p><u>定に規定するパスコード認証に用いられたパスコード</u>」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報<u>又はパスコード</u>」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報<u>又は同規定に規定するパスコード認証に用いられたパスコード</u>」と読み替えるものとします。</p>
<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1（略）</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、当行所定の本人確認、利用者情報の登録及び次条第2項に定める利用者の生体情報の登録が必要となります。なお、利用者情報の登録において、記号番号で登録する方法による場合には、総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。）でのみ本サービスを利用することができるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報の登録後において、生体認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</p> <p>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項①に規定する送金限度額の変更</p> <p>② ゆうちょダイレクト規定第21条（国際送金）に規定する口座間送金の取扱い</p> <p>③ 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>④ 前条第1項②に規定する生体認証を行う取扱い</p> <p>⑤ 前条第1項⑤A及びHに規定する取扱い</p> <p>⑥ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。）</p> <p>5 第2項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が本アプリの利用を不適当と認めた場合は、当行は本アプリの利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</p> <p>6 第2項の生体情報の登録後、利用者は<u>パスコード</u>の登録を行うことができます。</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項④AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>8 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</p> <p>9 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとします。</p>	<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、当行所定の本人確認、利用者情報の登録及び次条第2項に定める利用者の生体情報<u>又はパスコード</u>の登録が必要となります。なお、利用者情報の登録において、記号番号で登録する方法による場合には、総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。）でのみ本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3 <u>生体情報又はパスコードを登録した利用者が、生体情報に代えてパスコードを登録する場合又はパスコードに代えて生体情報を登録する場合は、当行所定の手続を行っていただく必要があります。</u></p> <p>4 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報<u>又はパスコード</u>の登録後において、生体認証<u>又はパスコード認証</u>に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ、ゆうちょPay<u>及び口座貸越サービス</u>において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項①に規定する送金限度額の変更</p> <p>② ゆうちょダイレクト規定第21条（国際送金）に規定する口座間送金の取扱い</p> <p>③ 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>④ 前条第1項②に規定する生体認証<u>又はパスコード認証</u>を行う取扱い</p> <p>⑤ 前条第1項⑤A及びHに規定する取扱い</p> <p>⑥ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。）</p> <p>6 第2項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が本アプリの利用を不適当と認めた場合は、当行は本アプリの利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後、利用者は<u>取引コード</u>の登録を行うことができます。</p> <p>8 第2項の生体情報<u>又はパスコード</u>の登録後において、生体認証<u>又はパスコード認証</u>を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項④AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>9 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</p> <p>10 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとします。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年5月26日改定）**

現 行	改定後
<p>10 利用者は、複数の利用者端末から本サービスを利用することはできません。複数の利用者端末で利用者情報の登録を行った場合、最後に利用者情報の登録を行った利用者端末においてのみ本サービスを利用できるものとします。</p> <p>11 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</p> <p>12 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</p> <p>13 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</p> <p>14 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</p> <p>15 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。また、ゆうちょダイレクト等の利用停止を行う場合は、当行に連絡するものとします。</p> <p>16 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p>	<p>11 利用者は、複数の利用者端末から本サービスを利用することはできません。複数の利用者端末で利用者情報の登録を行った場合、最後に利用者情報の登録を行った利用者端末においてのみ本サービスを利用できるものとします。</p> <p>12 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</p> <p>13 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</p> <p>14 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</p> <p>15 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</p> <p>16 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。また、ゆうちょダイレクト等の利用停止を行う場合は、当行に連絡するものとします。</p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ、ゆうちょPay及び口座貸越サービスにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p>
<p>第42条（パスコードの管理等）</p> <p>1 利用者は、自己の責任において、パスコードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。</p> <p>2 当行は、取引認証の際に利用者から通知された番号と本アプリに登録されているパスコードの一致を確認した場合、利用者が取引認証を利用したものとみなし、パスコードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>3 利用者は、パスコードを設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい番号を避け、キャッシュカードの暗証番号と異なる番号を設定し、当行所定の変更画面で不定期的又は一定期間ごとに変更するものとします。</p> <p>4 利用者がパスコードを当行所定の回数を超えて誤入力した場合又はパスコードを失念した場合は、パスコードを再設定するため、当行所定の手続を行う必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 パスコードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失</p>	<p>第42条（パスコード等の管理等）</p> <p>1 利用者は、自己の責任において、パスコード及び取引コード（以下本章において「パスコード等」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。</p> <p>2 当行は、パスコード認証又は取引認証の際に利用者から通知された番号と本アプリに登録されているパスコード又は取引コードの一致を確認した場合、利用者がパスコード認証又は取引認証を利用したものとみなし、パスコード等につき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>3 利用者は、パスコード等を設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい番号を避け、キャッシュカードの暗証番号と異なる番号を設定し、当行所定の変更画面で不定期的又は一定期間ごとに変更するものとします。</p> <p>4 利用者がパスコード等を当行所定の回数を超えて誤入力した場合又はパスコード等を失念した場合は、パスコード等を再設定するため、当行所定の手続を行う必要があります。</p> <p>5 <u>パスコード等は当行のサーバーに保管されるのではなく、利用者の端末内で管理しているため、当行は、パスコード等を取得せず、パスコード等の管理責任を負いません。パスコード等及びその保存された端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。</u></p> <p>6 パスコード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年5月26日改定）**

現 行	改定後
<p>利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>6 利用者は、パスワードが盗用され若しくは第三者に使用されていることが判明した場合又は第三者に使用されるおそれが生じた場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</p>	<p>利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7 利用者は、パスワード等が盗用され若しくは第三者に使用されていることが判明した場合又は第三者に使用されるおそれが生じた場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</p>
<p>第44条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 他の利用者の生体情報又はパスワードを利用する行為</p> <p>⑥～⑯（略）</p>	<p>第44条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>①～④（同左）</p> <p>⑤ 他の利用者の生体情報、パスワード又は取引コードを利用する行為</p> <p>⑥～⑯（同左）</p>
<p>第47条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 当行は、利用者情報（登録生体情報を除きます。）を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7（略）</p>	<p>第47条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～5（同左）</p> <p>6 当行は、利用者情報（登録生体情報及びパスワード等を除きます。）を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7（同左）</p>

以 上